

## 第42回つまごい祭り飲食物販売出店要項

### 1. 第42回つまごい祭りについて

開催日：令和8年8月1日（土）

出店場所：孺恋村立東部小学校校庭

※雨天決行としますが、荒天等の理由により開催を中止する場合があります。

これにより生じた出店者の損害について実施委員会は補償いたしません。

### 2. 出店者の募集について

実施委員会指定の応募フォーム又は申込書により令和8年7月8日（水）15：00までにつまごい祭り出店担当までご応募ください。

※担当者情報は要項末尾に記載がございます。

### 3. 出店者の決定について

応募締切後、選考・抽選により出店者を決定します。

出店の可否については実施委員会より応募者宛にメール・郵送等で通知いたします。

尚、選考・抽選の内容については非公表となります。

### 4. 会場配置について

キッチンカーの場合：当日係員の案内に従って駐車をお願いいたします。

テントの場合：実施委員会が事前に指定し、後日通知させていただきます。

※搬入口等の詳細は後日実施委員会より通知する会場配置図にてご確認ください。

### 5. 搬入～営業～撤収について

#### ①搬入

祭り当日の9:30～12:45の間の申込時に指定した時間に搬入してください。

申込時間から15分以上遅れる場合は役場総務課（0279-96-0511）宛にご連絡ください。

12:45を過ぎた場合、会場内に車両を搬入することができない場合がございます。

会場内に駐車できる車両はキッチンカー・テントいずれの出店形態においても1団体当たり1台までとし、キッチンカーについては申込時に車両サイズの申告のあった車両のみ駐車可とします。

会場内への駐車には出店決定後に実施委員会が送付する「駐車証」の提示が必要です。

それ以外に車両が必要な場合は、自己責任で各自駐車場等確保していただき、台車・人力で搬入・搬出をお願いします。

#### ②開店時間

11:00に開店できるようご協力をお願いいたします。

※11:00に間に合わない場合、13:00までには開店してください。

#### ③撤収

祭り実施中の撤収可能時間は15:00～17:00までの申込時に指定した時間のみとします。

申込時に撤収時間を指定しなかった場合や、指定した時間を過ぎた場合は花火終了後（21：00頃）

に撤収をお願いいたします。(当日中には撤収してください。)

#### ④ゴミ

各自必ずお持ち帰りいただき、会場内の来場者用ゴミ箱は利用しないでください。  
出店に伴う事業用ゴミの廃棄が確認された場合は、処理費用を実費請求させていただきます。

#### ⑤火器

ご使用を希望の場合、各自ご準備いただき必ず消火器の設置をお願いいたします。

#### ⑥電源

実施委員会で電源の準備は行いません。また、会場内の電源は使用不可とします。  
電源が必要な場合各自ご持参ください。

#### ⑦テントについて※出店形態を「テント」にてお申し込みの場合のみ

出店に際しては実施委員会が用意したテントをご使用いただけます。

貸出料は無料で、大きさは3間×2間となります。

1団体当たり使用できるスペースは上記テントの半分のスペース(1.5間×1間)となり、1つのテントを2団体で共有していただきます。

#### ⑧テント裏側(吾妻川側)の利用について※出店形態を「テント」にてお申し込みの場合のみ

ご自身が出店するテント幅の延長線上のスペースについては搬入車両の駐車、休憩用テントの設置等が可能です。他団体と譲り合ってご使用ください。

イベントの運営に支障をきたすと実施委員会が判断した場合は車両の移動・備品の撤去をお願いする場合がございます。車両の移動を依頼した場合、車両サイズによっては一般来場者用駐車場がご利用になれない場合がございますのでご注意ください。

#### ⑨備品の貸与

キッチンカーの場合：長机やイスの貸出はございません。必要な備品は各自お持ち込みください。

テントの場合：長テーブル2台、パイプ椅子4脚、出店者名表示を無償で貸与します。

## 6. 出店料について

### ①出店料

団体・個人の住所地在村内の場合： 3,000円

団体・個人の住所地在村外の場合：10,000円

出店決定通知時に実施委員会が指定した期限、振込先までに納入してください。

期日までに振り込みが確認できなかった場合、出店許可を取り消す場合がございます。

### ②返金

つまごい祭りが中止となった場合、出店料は返金いたします。

孺恋村役場へ来庁できる方は全額、振込希望の方は振込手数料を差し引いた額を返金します。

出店者の事情により出店できなくなった場合、出店料の返金には対応しかねます。

## 7. 営業許可・食品衛生責任者等の各種許認可について

### ①書類の提出

申込時に食品衛生法に基づく営業許可、食品衛生責任者、その他出店に伴う各種許認可を証明する書類の写し一式をご提出ください。

※フォーム、メールへの添付、FAX等提出方法は問いません。

※各種許認可を要しない出店の場合は提出不要です。

### ②留意事項

許認可が確認できない場合は出店をお断りさせていただく場合がございます。

虚偽の許認可関係書類を添付した場合や、本来必要である許認可を有していなかった場合に発生した事故・損害について、つまごい祭り実施委員会では一切補償いたしません。

## 8. その他

申込時に収集した個人情報は、つまごい祭りを実施する目的にのみに利用します。

出店に伴い発生した事故・損害について、つまごい祭り実施委員会では一切補償いたしません。

当日は会場周辺で交通規制が行われます。規制情報については出店決定者宛に後日ご案内いたします。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

つまごい祭り実施委員会 出店担当（孺恋村役場未来創造課内）

〒377-1692 群馬県吾妻郡孺恋村大字大前 110

TEL：0279-96-1257

FAX：0279-96-0516

E-mail：miraisozo@vill.tsumagoi.gunma.jp